

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの付加保険料、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 47 年 12 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、市の集金人が付加保険料を含む保険料の集金に自宅へ来ており、6 か月分をまとめて納付していた。

申立期間①について、定額保険料は納付済みなのに付加保険料が未納とされているが、途中で定額納付に変更した覚えは無い。

また、申立期間②及び③については、定額保険料と付加保険料が未納とされており、社会保険事務所（当時）で説明を受けたが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 12 月に国民年金に任意加入すると同時に、付加年金にも加入しており、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間について、申立期間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて現年度納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間当時アパートを経営していたことから、経済的には安定していたと推測でき、保険料が納付できなくなるような生活状況の変化は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の供述どおり、申立人が昭和 48 年 10 月以降の保険料

から、毎年7月と12月の年2回に分けて、6か月分の付加保険料を含む保険料を支払っていることが、申立人が保管する国民年金手帳及び保険料領収証書により確認できる。

これらのことに加え、申立期間①については、定額保険料を期限内に納付しているとともに、申立期間前後の期間の付加保険料を含む保険料は期限内に納付し、保険料を集金した嘱託員も同じであることが確認できることから、当該期間の付加保険料のみが未納のままとされている記録は不自然であり、申立期間②についても、当該3か月分の付加保険料を含む保険料を徴収・納付しないまま、同一年度の昭和54年1月から同年3月分の付加保険料を含む保険料を徴収・納付したとする記録は不自然である。

加えて、申立期間③については、自主納付の時期とみられるが、納付年月日は不明であるものの、申立期間前後の付加保険料を含む保険料を現年度納付しながら、当該期間のみの付加保険料を含む保険料を納付せず、そのまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで
② 昭和42年4月から43年6月まで
③ 昭和44年9月から53年3月まで

私は、昭和36年4月以来、厚生年金保険加入期間を除き、ずっと国民年金保険料を納付していた。44年12月に結婚する前は、母親が納付してくれており、結婚後は、私が集金人に納付していた。年金手帳は結婚するときに母親からもらったと思うが、紛失したため年金手帳の発行を請求した。そのときに受け取った年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が53年3月26日と記載され、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③の最終月である昭和53年3月について、申立人及びその夫に係る特殊台帳により、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日が同年3月26日から同年4月1日に訂正されるとともに、同年3月分の国民年金保険料が同年5月13日にいったん納付され、その後、還付されていることが確認できる。一方で、申立人の夫は同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、同年3月26日時点では厚生年金保険被保険者であるため、国民年金被保険者資格を取得することができないことから、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格の取得日の訂正処理を行ったものと推認できる。

しかしながら、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期は昭和53年3月31日であることから、訂正後の国民年金被保険者資

格取得日は同年3月31日とすべきところを誤って同年4月1日としたことが認められる。

したがって、申立人は、昭和53年3月は国民年金の強制加入期間であり、保険料を還付する理由は見当たらないことから、本来納付済みとすべき保険料を還付決定した行政側の事務処理に誤りが認められる。

- 2 申立人は、昭和44年12月に結婚する前はA市に両親と一緒に住んでおり、そのころ母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、以降の保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により53年3月30日にB町で払い出されていることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続は同年3月の終わりか4月初めごろに行われたことが推認できる。また、申立人はこの手帳記号番号により、同年3月26日（後に同年4月1日に訂正）に被保険者資格を取得しており、申立期間①、②及び③（昭和53年3月を除く。）は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が結婚する前に、代わって国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、加入手続、保険料納付の方法等について確認することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人について別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和38年11月16日、資格喪失日を41年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年11月から39年2月までは1万8,000円、41年2月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月16日から39年3月16日まで
② 昭和41年2月26日から同年3月1日まで

私は、昭和35年にB社（現在は、C社）に入社し、平成10年に退職するまで、継続して勤務し、永年勤続表彰も受けている。

申立期間①の関連会社であるA社に異動していた時期と、申立期間②のA社から同様の関連会社のD社に異動した時期の記録が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の従業員名簿、E厚生年金基金の加入員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立ての事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚の供述から判断して、申立人は、B社からA社に異動し、同社からD社に異動したことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、申立人のA社における資格取得日は、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和38年11月16日、資格喪失日は、D社における資格取得日と同日の41年3月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年11月から39年2月までは、申立人のA社における39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とし、41年2月は、申立人の同社における41年1月のオン

ライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年8月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から23年8月2日まで

A会の本所に技術者として、昭和20年4月1日から23年8月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA会から申立人あての「賞与」(昭和20年12月10日)及び「物価手当」(昭和21年4月1日)の通知書を所持しており、また、申立人の申立事業所への入会から退会までの間の勤務状況及び終戦後の申立事業所の移転に至る事実経過の供述には、具体性があり、当時のA会の状況を記録した文献の内容とも一致していることや勤務についての同僚の証言があることから、申立人は、申立期間においてA会に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号索引簿によれば、申立人が勤務していたA会の本所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、申立事業所の支所と考えられる「A会B支所」、「A会C支所」及び「A会D支所」の3事業所が適用事業所であったことが確認できる。

さらに、事業所記号索引簿を見ると、これらの3事業所のうち、1支所については厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が判明するものの、適用年月日は空欄であり、残る2支所は適用年月日及び適用事業所でなくなった日とも空欄となっている上、A会の3支所がそれぞれ記載されたページの21事業所についても、適用年月日が空欄となっているもの10事業所、適用事業所でな

くなくなった日が空欄となっているもの 11 事業所がみられることから、当該索引簿は完全な記録とは言い難く、当時の記録が E 市への原爆投下等により焼失したことによって復元されたものである可能性が高いと考えられる。

加えて、当該索引簿の事業所整理記号に複数の欠番が見られるところ、前記のとおり、A 会の 3 支所が確認できるにもかかわらず、A 会の本所である申立事業所の記録が確認できないことは不自然である。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に被爆により焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A 会の解散後にこれを引き継いで設立された F 組合における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である 23 年 8 月 2 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月24日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年4月24日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格取得日を同年4月24日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月24日から同年12月1日まで

私は、申立期間当時、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、年金記録が無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月24日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年4月24日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立事業所による申立人に係る在籍証明書及び申立事業所が加入していたC健康保険組合が保管する「健康保険被保険者台帳」から、申立人は、申立事業所に平成元年4月24日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合が保管する被保

険者台帳等から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日、資格喪失日を33年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から33年4月1日まで

私は、昭和28年4月ごろから33年3月までA社に正社員として勤務し、他の同僚と同様の仕事をしてきた。先日、当時の同僚から聞いた話では、その同僚には同社での厚生年金保険加入記録があるとのことであった。

私もその同僚と同じ正社員として同様の仕事をしてきたのであるから、同社が適用事業所となった昭和31年9月1日以降は厚生年金保険に加入しているはずである。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立事業所での厚生年金保険の被保険者記録がある同僚4人の供述から判断して、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚の供述から判断して、申立人は被保険者記録のある同僚と同様の業務に従事し、同様の雇用形態であったことが認められる。さらに、申立人及び同僚4人が供述している従業員数は、被保険者名簿に記載されている被保険者数とおおむね一致することから、大半の者が厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の被保険者記録のある者で、申立人と同様の業務に従事していた同僚のうち、申立人と年齢

等が最も近い者の申立事業所における昭和31年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年11月1日まで

私は、昭和42年から勤めていたB社が倒産したため、同社の下請をしていたA社へ50年7月1日に入社し、53年9月まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A社での厚生年金保険の資格取得日は昭和50年11月1日となっている。提出した給与明細書が示すとおり、私は同年7月1日から同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されているので、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の供述により、申立人が申立事業所に昭和50年7月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の給与支給額及び保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の当時の取締役は、申立期間当時の被保険者資格の得喪に関する資料及び賃金台帳を保管していないため不明であるとしているが、オンライン記録と雇用保険の加入記録において資格取得日が一致しており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は昭和50年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から33年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年5月1日、資格喪失日を33年8月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から33年8月1日まで

私は、昭和32年2月ごろから33年7月末までA社に勤務し、主に運転業務に従事していた。

同社に勤務する前はB社に勤めており、そのときにA社の社長から誘われて同社に入社し、C社にはA社の社長の紹介で入社した。いずれの転職のときも、次の就職先が決まってから退職したので、空白期間はほとんど無いはずである。

しかし、A社での厚生年金保険の加入記録は全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある2人の同僚に照会した結果、このうち1人は、自分は昭和32年3月ごろに申立事業所に入社し、申立人もほぼ同時期に入社した後、社長の紹介により同社を退職後すぐにC社に就職したと供述しており、また他の同僚は、勤務期間ははっきり覚えていないが、申立人が申立事業所に勤務していたことを覚えていると供述している。

さらに、当該同僚2人は、申立期間当時、申立事業所の社員は10人ぐらいであり、全員が厚生年金保険に加入していたと思うと供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において厚生年金保険加入記録が確認できる者は9人であり、前述の同僚2人の供述と符合する上、申立人が申立事業所において同じ運転業務をしていた者として

名前を挙げた者は、申立事業所に係る被保険者名簿により、申立期間を含む昭和31年6月1日から34年10月31日まで厚生年金保険加入記録のあることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における被保険者資格の取得日は、申立人とほぼ同時期に入社したとする前記同僚の資格取得日が昭和32年5月1日であることから同日と認められ、資格喪失日は、当該同僚の供述及び申立人の退職時期についての記憶等から33年8月1日であると認められるとともに、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間において申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同年生まれの男子の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に倒産し事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所に申立人の資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年5月から33年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結果

申立人の昭和45年5月から48年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年5月から48年6月まで

私の国民年金は、父が加入手続をし、保険料を納付してくれていた。

父は、「自分たち（父母）は、所得比例（付加）保険料を含む国民年金保険料を納付している。子どもにも同じように支払っている。」と話していたが、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」では、定額保険料のみが納付済みとなっており、所得比例（付加）保険料の納付記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月に国民年金に任意加入してから、48年6月までの加入期間に定額保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金制度が発足した35年10月に加入し、36年4月から60歳到達までの期間に定額保険料の未納は無く、申立人の父は47年1月から、母は47年7月からそれぞれ所得比例制に加入し、その後、60歳到達までの全期間について所得比例（付加）保険料を納付していることが確認できることから、納付意識の高い家族であったことがうかがえる。

しかしながら、所得比例制が発足したのは昭和45年10月であり、申立期間のうち、45年5月から同年9月までは、所得比例保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父が所得比例制に加入したのは昭和47年1月、母が同年7月であることから、申立人が、両親よりも早い時期から加入していたとは考え難い。

さらに、所得比例保険料が付加保険料に制度改正されたのは昭和48年であり、付加保険料としての徴収は49年1月から開始されているが、申立期間当

時、申立人は48年3月に卒業するまでは大学生であり、卒業後、同年7月に就職するまで、収入は家業を手伝った小遣い程度だったとしていることから、申立人は所得比例制に加入し、所得比例保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人の弟についても、昭和50年2月に資格取得してから53年3月までの国民年金加入期間について、定額保険料はすべて納付されているものの、付加年金の加入記録及び付加保険料の納付記録は無く、このほかに申立ての事実を裏付ける関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年1月から同年10月まで

私の学生時代の国民年金の保険料は父親が支払ってくれていたが、父親が「成人に達したころに国民年金に加入したが、当時は経済的にゆとりが無かったので、遅れながらも数か月分をまとめて納付しており、未納は無い。」と話しているので、申立期間が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親によれば、「息子が20歳になった後、A市B区役所から送られてきた平成6年度の納付書で納付したことを覚えている。ところが、2年後の平成8年11月1日付けでC社会保険事務所（当時）から、6年11月分と同年12月分、7年11月分から8年3月分までの納付書が送られてきた際に、7年10月以前の保険料は納付していたはずで釈然としなかったが、申立期間の納付書は送られて来なかった。社会保険事務所に問い合わせたところ納付済みとの回答だったので、申立期間については納付済みのはずである。」と供述している。

しかし、申立人の父親から提出されたB区役所からの「国民年金保険料未納のお知らせ」（平成7年度保険料に係る納付状況を通知したもの）によると、平成8年3月12日現在において7年4月から8年1月までの期間が未納となっていることが確認できる。

また、申立人の父親は、「区役所から未納通知が来た後に、申立期間の保険料を3、4か月ごとに3、4か月分ずつ、平成7年度当初に区役所から送付された納付書で納付した。」としており、区役所が発行した平成7年度の納付書は平成8年4月末日で無効となることから、未納通知が送られてきた8年3月

から納付期限の同年4月末日までの間に申立期間の保険料を区役所発行の納付書で納付したとは考え難く、A市の申立人に係る電子記録でも、6年11月から8年3月までの期間について、保険料の納付書を発行した記録はあるが現年度納付したとの記録は無い。

さらに、申立人が国民年金の資格を取得した平成6年以降の申立期間前後の保険料については、C社会保険事務所から送付された平成8年11月1日付け発行の納付書により、6年11月の保険料を8年11月22日に、6年12月の保険料を8年12月20日に、7年11月から8年1月までの保険料を9年12月4日に、8年2月及び同年3月の保険料を10年1月13日に、いずれも過年度納付していることが申立人の父親が保管する領収証書により確認でき、申立期間直後の7年11月から8年1月までの保険料が過年度納付された9年12月4日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものとするのが自然であり、また、8年11月1日付け発行の納付書の中に申立期間の納付書が無く、既に納付済みであったとする申立人の父親の供述を裏付けるものは見当たらない。

加えて、B区役所から送付された平成8年3月12日現在の「国民年金保険料未納のお知らせ」のはがきには、手書きで、C社会保険事務所の当時の代表電話番号と、「H6.11、12 ②、H7.1～12 ⑫、H8.1～8 ⑧/22 か月、H6 11,000、H7 11,700、H8 12,300」とのメモが記載されており、少なくとも8年9月以降の時点において、社会保険事務所に未納期間とその月数及び各年度の月額保険料額を照会した結果のメモであると推測でき、6年については11月と12月の2か月、7年については1月から12月までの12か月、8年については1月から8月までの8か月の計22か月が未納となっていることを確認したメモであるとするのが自然であり、このほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和47年10月から50年5月まで

私は、昭和50年に結婚するまで両親や兄弟と同居し、両親の経営する会社で働いていた。

町役場の集金人が、母親に、私の国民年金の支払が20歳から始まることを伝えたので、私が20歳になってから、母親が給料から税金や国民年金保険料等を差し引いて渡してくれた。

母親は父母や兄の保険料と一緒に私の保険料を集金人に払っていたのに、申立期間の私の記録が無いのはおかしい。

その当時の年金手帳は、結婚後に母から受け取ったが、度重なる引っ越しの際に紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する1冊目の年金手帳には、昭和50年7月5日に転居後の住所で国民年金の任意加入被保険者として資格取得したことが記載され、2冊目には同年6月15日に転居前の住所で強制加入被保険者として資格取得したことが記載されている一方、国民年金手帳記号番号払出管理簿では、1冊目の記号番号は2冊目の記号番号との重複により「取下」処理がされており、1冊目の年金手帳の表紙には「取消し」と記載されていることが確認できる。

また、申立人の2冊目の年金手帳の記号番号は、当該払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年7月ごろに払い出されたものと推測され、オンライン記録及びA町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日はいずれも同年6月15日とされているほか、申立期間直後である同年6月の保険料は、申立人の母親より遅れて納付している状況がみられる。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は同年7月ごろに行われたと推認でき

る上、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間にA町の転居前の住所で国民年金に加入していたのであれば、現在所持する2冊目の年金手帳の記号番号とは別の記号番号で資格を取得した後に、改めて同町の同一住所において当該記号番号を取得したことになり不自然である。なお、町役場には申立人が現在所持している2冊目の国民年金手帳記号番号以外の記号番号の被保険者名簿は見当たらず、申立期間に係る手帳記号番号払出管理簿に、申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親に聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付方法等に関する記憶はあいまいであり、このほかに申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

私は、昭和54年12月末に会社を退職した後、57年ごろに、さかのぼって2年分ぐらいの国民年金保険料18万円か20万円ぐらいを、当時住んでいた区役所の窓口でまとめて納付した。その後、61年3月分まで国民年金保険料を納付していたが、記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で、既に被用者年金制度の老齢給付受給資格期間を満たしており、旧国民年金法では、申立人は国民年金に加入する義務の無い任意加入者となるため、仮に、申立てのとおり57年ごろに国民年金に任意加入したとしても、55年1月までさかのぼって被保険者となり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、昭和61年4月の国民年金法の改正により、被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者についても強制適用の対象となったため、申立人が同年4月1日に国民年金の第1号被保険者として加入したことに符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の資格取得者の取得日から、昭和61年10月ごろに払い出されたものと推測でき、申立人の資格取得日は同年4月1日であることから、申立期間は未加入期間とされ、記号番号が払い出された時点では、制度上、同年3月以前の保険料を納付することはできない。

加えて、当時の顧問税理士から提出された申立人に係る昭和61年分給与所得者の保険料控除申告書に、同年に納付した申立人とその妻の国民年金保険料額が記載されているが、申立人については、61年4月から同年12月までの期間の保険料に相当する金額（6万3,900円）、申立人の妻は、同年1月から同

年12月までの期間の保険料に相当する金額（8万4,120円）が記載されていることから、申立人は、申立期間のうちの61年1月から同年3月までの期間の保険料は納付していないことが確認できる上、申立人は、57年ごろまとめて払ったとしている時点から61年3月までの期間の保険料の納付については、納付状況に関する記憶があいまいであり、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和54年12月に厚生年金保険の資格を喪失した時点で、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得し、2年後の56年12月31日からA市で国民健康保険に加入していることが確認できることから、57年ごろにまとめて払ったとするのは、国民健康保険の保険料である可能性もうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年5月まで
私の国民年金への加入手続は、いつごろ誰がどこでしたのか記憶に無いが、私は、長男を乳母車に乗せて、定期的に郵便局か市の出張所に、現金で国民年金保険料を納付していた。領収書ももらっていたことを記憶しているのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金手帳の交付状況に係る記憶が明らかではない上、国民年金保険料は、毎月、郵便局か市の出張所において現金で納付し、領収書ももらっていたと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は、国民年金手帳による印紙検認方式であり、申立人の主張する保険料の納付方法とは相違している。

また、申立人は、申立期間後の昭和54年3月に転居してからの保険料の納付方法についての記憶が全く無いとしていることから、申立期間において当時居住していた市で保険料を納付したとの記憶は、オンライン記録で納付済みとされている51年6月から54年2月までの期間の記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は申立期間後の昭和51年6月ごろと推定されるが、申立期間は国民年金の任意加入期間であり、この時点からは、制度上、さかのぼって加入することもできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年4月まで
私は、結婚してすぐに理髪店を経営していた義父母から国民年金への加入を勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を欠かさずに納付したにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立期間後の昭和50年5月ごろと推定され、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立人の国民年金への加入については任意加入であることから、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できないことから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年5月30日に新規に任意加入し、この時点での住所地は、「A市B町」と記載されており、これは、申立人が50年3月に転居した先の住所であり、申立人に係る戸籍の附票及び申立人が所持する年金手帳に記載された住所地と一致していることから、申立人は、当該日に当該住所地で国民年金の被保険者資格を取得したものと認められる。

さらに、申立人の主張どおり、申立人に係る戸籍謄本に記載されている昭和47年10月*日の婚姻後の同年11月に国民年金に加入したのであれば、申立人に係る被保険者名簿及び年金手帳上の住所地は、戸籍の附票に記載されているA市C町となるはずであるが、A市B町と記載されている。

加えて、申立人が国民年金加入時に交付を受けたとし、唯一所持するオレンジ色の年金手帳は昭和49年11月以降発行されているため、申立人が、国民年金に加入し年金手帳の交付を受けたとする47年11月の時点では、交付

を受けることができない上に、当該年金手帳の「はじめて被保険者となった日」には「昭和50年5月30日」と記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1006 (事案 402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間について脱退手当金の請求をしたこともなく、退職日以降に会社に行ったこともないので、受け取ったこともない。

再度、徹底的に調査して正当な年金が受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した 22 人のうち 15 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 10 人は資格喪失日の約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もない時期であることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人の脱退手当金支給報告書が保存されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は改めて脱退手当金を受け取った記憶は無いと主張するが、受給していないことをうかがわせる資料や供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 46 年 2 月まで
私は、A社に、申立期間の約3年間勤務しており、その間、厚生年金保険に加入していたので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立ての事業所に勤務していたことは、事業主及び同僚の供述から推認することができるが、事業主は「申立人が勤務していたのは確かだが、当時の資料は残っておらず、その時期や期間は不明である。申立人は、手取りの給料が多いほうがいいと言ったため、社会保険等の加入も希望していなかった。」と供述しており、申立人の記憶する同僚や申立期間当時の従業員に聴取しても、申立人の勤務していた時期や社会保険の加入及び保険料控除についての具体的な供述は得られない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間を含む昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間の健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立ての事業所の健康保険証で受診したとする医療機関について調査したが、1 機関は申立期間当時の資料は残っておらず、2 機関は申立期間以降に開業していることが確認でき、このほかに、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

私の標準報酬月額の記録は、昭和 59 年度までは 26 万円だったのが、申立期間は 20 万円に下がっている。同じ会社に勤務しながら給与が極端に下がるとは考えられず、当時は、景気も良かったはずなので、記録に間違いがないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者の申立期間に係る標準報酬月額を確認したところ、当時、事業主であった申立人と、経理担当で取締役であった申立人の元妻のみが、昭和 60 年 4 月から標準報酬月額が減額となっているが、当時の従業員については、標準報酬月額の減額は見受けられない。

また、申立人の元妻に照会したところ、「私の標準報酬月額は、オンライン記録どおりであり、経理担当として正しく届け出ていた。」と回答している。

さらに、申立ての事業所の顧問税理士は、「当時、申立ての事業所が社会保険の適用事業所であったことを知らなかったが、私の事務所の職員から申立人が事業主として社会保険料の納付に苦慮していたとの報告を受けた記憶がある。」と供述している。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間に係る標準報酬月額の記載に、訂正された形跡は無く、記載内容に不自然な点も見られず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 8 月ごろまで

私は、兄の紹介で昭和 36 年 6 月に A 市 B 町にある C 社に入社し、同社で工員として勤務し、37 年 8 月ごろに退職した記憶がある。

社会保険事務所（当時）で、D 社という事業所で昭和 36 年 11 月 21 日から 37 年 3 月 11 日までの厚生年金保険の加入記録があると言われたが、そのような事業所名は記憶に無い。

申立期間について、C 社での厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない
ので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所と見られる C 社は、閉鎖商業登記簿謄本により、昭和 36 年 9 月 14 日に社員総会の決議により解散し、事業所索引簿により、同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、36 年 4 月以降に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

また、申立人が記憶に無いとする D 社は、閉鎖商業登記簿謄本により、昭和 36 年 11 月 21 日に設立されていることが確認できるが、同社は、C 社の本店の移転先である A 市 B 町の同一番地に所在していたことが確認でき、申立期間当時、C 社に勤務していた同僚は、「D 社は、C 社の番頭だった人が社長となった会社で、両社の事務所は同じ場所にあり、自分は、両社で工員として勤務していた。」と供述している。

さらに、両社の被保険者名簿を精査したところ、申立人が記憶している同僚等のうち、12 人が C 社と D 社との両方で厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は事業所名の記憶は無いとしているが、昭和 36 年 11 月 21 日から 37 年 3 月 11 日までの D 社での厚生年金保険の加入記録は申立人のものと認められる。

一方、D 社の被保険者名簿の申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、昭和 37 年 3 月 11 日以降についても申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人が記憶する同僚のうち連絡が取れた7人に聴取したが、いずれも「申立人が勤務していたことは間違いないが、いつからいつまで勤務していたかは、はっきり分からない。」と供述している。また、C社及びD社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者に聴取しても、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、A社における標準報酬月額が低過ぎると思う。入社当初から 20 万円ぐらいの給料はあったと思う。

申立期間②について、B社における標準報酬月額が低いと思う。当時は、申立期間②直前まで勤務していたB社の子会社であるC社から、吸収合併によってB社に異動したが、給料は下がっていなかった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額のオンライン記録では、昭和 63 年 8 月の資格取得時においては 11 万円、平成元年 10 月の定時決定においては 20 万円とされているが、入社当初から給与月額 20 万円ぐらいを支給されていたと主張している。

しかし、申立人と同様の雇用形態で同様の業務に従事していたとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立事業所では、申立期間①当時の給与月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている上、申立期間①について、申立人が主張する報酬月額に見合う保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 12 月 31 日まで申立事業所において厚生年金保険に加入し、申立期間②に係る標準報酬月額は 20 万円、同年 10 月の定時決定においては 28 万円とされている。

申立人は、申立期間②直前まで勤務していたC社から吸収合併により申立事業所に異動したものの、申立期間②前後を通じて給与月額は下がっていなかったとしているが、申立人は当時、申立事業所の子会社であるC社から、同社を吸収合併した申立事業所に異動しており、申立事業所によると、通常は業績給としての奨励金を従業員に支給していたが、業績に応じて変動し不支給の場合もあるため、入社時は奨励金を含めない額で厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行ったとしている。

また、オンライン記録による申立人の申立期間②に係る申立人の標準報酬月額と申立事業所が提出した給与台帳に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は一致していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年1月1日まで

私は、中学校を卒業後、知人の紹介で双子の妹と共に、平成3年4月1日にA社に正社員として就職した。

その後、平成5年4月1日に双子の妹と共にB市の美容院に就職した際、A社で交付された年金手帳を提出しなかったため、新たに年金手帳が交付されたので2冊になった。

このため、20歳になったころに、双子の妹と一緒に、C市の支所で年金手帳を1冊にまとめてもらったが、その時に、A社の記録が失われたと思うので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における勤務に係る詳細かつ具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所に試用期間は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立事業所の当時の管理者によると、「申立期間当時、入社から3か月程度の試用期間があり、その後、希望者のみ厚生年金保険の加入手続をしていた。」としている。

また、申立人の記憶する申立人と同じ職務内容の同僚3人のうち、厚生年金保険の被保険者記録がある者は1人で、その者の厚生年金保険被保険者資格取得日は入社日から4か月後となっており、そのほかの2人については、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当時の管理者は、申立人について、「中学校卒業後、15歳か16歳で入社し、その当時、父親の被扶養者だったと思うので、試用期間後の厚生年金保険の加入につ

いて両親と相談するよう話をしたが、その後、加入を希望する旨の話を受けた記憶は無い。」としている上、申立人の父親が加入していた健康保険組合に被扶養者認定について確認したところ、同健康保険組合において、申立人の被扶養者認定が解除となったのは、申立人が20歳に到達した翌月の平成7年10月1日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録の申立事業所に係る被保険者縦覧照会回答票には申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、当該回答票の申立期間前後の健康保険証の番号に欠番は無い上、申立事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は処分されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年11月1日まで

私は、中学校を卒業後、知人の紹介で双子の姉と共に、平成3年4月1日にA社に正社員として就職した。

その後、平成5年4月1日に双子の姉と共にB市の美容院に就職した際、A社で交付された年金手帳を提出しなかったため、新たに年金手帳が交付されたので2冊になった。

このため、20歳になったところに、双子の姉と一緒に、C市の支所で年金手帳を1冊にまとめてもらったが、その時に、A社の記録が失われたと思うので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における勤務に係る詳細かつ具体的な記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、自分が就いた職務内容に試用期間は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立事業所の当時の管理者によると、「申立期間当時、入社から3か月程度の試用期間があり、その後、希望者のみ厚生年金保険の加入手続をしていた。」としている。

また、申立人の記憶する申立人と同じ職務内容の同僚3人のうち、厚生年金保険の被保険者記録がある者は1人で、その者の厚生年金保険被保険者資格取得日は入社日から4か月後となっており、そのほかの2人については、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当時の管理者は、申立人について、「中学校卒業後、15歳か16歳で入社し、その当時、父親の被扶養者だったと思うので、試用期間後の厚生年金保険の加入につ

いて両親と相談するよう話をしたが、その後、加入を希望する旨の話を受けた記憶は無い。」としている上、申立人の父親が加入していた健康保険組合に被扶養者認定について確認したところ、同健康保険組合において、申立人の被扶養者認定が解除となったのは、申立人が20歳に到達した翌月の平成7年10月1日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録の申立事業所に係る被保険者縦覧照会回答票には申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、当該回答票の申立期間前後の健康保険証の番号に欠番は無い上、申立事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は処分されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 8 日から 36 年 10 月 1 日まで

私は、同居の父親から花嫁修業を勧められたため、A社を昭和 39 年 9 月末日で退職した。

その際、申立事業所から退職金と最後の給与は受け取ったが、脱退手当金の請求について説明は受けていないし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 28 人のうち 19 人に支給記録があり、このうち申立人を含む 10 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給された旨記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 37 年 8 月まで

私は、中学を卒業した年の昭和 33 年 7 月から 37 年 8 月まで、A 市 B 区にある C 社に勤務していた。

しかし、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主の妻は、申立人が申立期間当時、勤務していたことを覚えていると供述していることから、申立人は申立期間において、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所はオンライン記録では適用事業所としての記録が無く、申立事業所の申立期間当時の事業主の妻は、申立期間当時から現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともないと供述している。

また、申立人及び当時の事業主の妻は、申立期間当時、申立事業所は個人事業所であり、事業主及び事業主と使用関係にない同居の親族を除く従業員数は 3 人程度であったと供述していることから、強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 2 月 10 日まで
私は、昭和 29 年 4 月から 30 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 31 年 6 月までの期間において A 社に勤務し、同年 11 月から 32 年 2 月まで B 社に勤務した。同社を退職後、A 社の事務をしていた元同僚から脱退手当金について教えてもらい、社会保険事務所（当時）で脱退手当金の請求をした。私は A 社と B 社の両社から厚生年金保険被保険者証をもらっていたので、脱退手当金の請求時に社会保険事務所にその 2 枚の被保険者証を提出したところ、担当の職員から、後で役に立つからと言われ、B 社の被保険者証を返してもらった。したがって、私は、A 社に係る脱退手当金しか請求していないはずなのに、オンライン記録では、B 社に係る脱退手当金も受給していることになっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職後、社会保険事務所に行き、A 社に係る脱退手当金のみを請求し、B 社に係る脱退手当金は請求していないと申し立てているが、脱退手当金は、請求時以前のすべての被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、一部の被保険者期間についてのみ請求することはできない上、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間に係る脱退手当金も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 9 月 27 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、平成元年 9 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には昭和 35 年 8 月 19 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されて

いるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

なお、申立人は、A社とB社の両社からそれぞれ厚生年金保険被保険者証をもらっており、社会保険事務所に脱退手当金を請求したときに2枚の被保険者証を提出し、このうちB社に係る被保険者証を返してもらったとしているが、両社に係る被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることから、申立人の被保険者証はB社入社時に再交付されたと考えられ、脱退手当金の請求時に当初発行の被保険者証と再交付の被保険者証が提出されたため、社会保険事務所は、再交付分のみを申立人に返却し、当初発行の被保険者証は回収したものと推認でき、これは通常の手続きである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。